



豊岡市産業技術ホームページ「テクナビ豊岡」及び豊岡市企業・雇用情報ホームページ「ジョブナビ豊岡」掲載企業募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市産業技術ホームページ「テクナビ豊岡」及び豊岡市企業・雇用情報ホームページ「ジョブナビ豊岡」(以下「ホームページ」という。)に掲載する企業(個人事業者を含む。以下同じ。)の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載企業)

第2条 ホームページに掲載する企業は、市内に事務所、工場などを置く企業(テクナビ豊岡については、ものづくり企業に限る。)のうち、豊岡市広告掲載要綱(平成19年豊岡市告示第238号)第4条各号に規定する企業以外の企業とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市税等の滞納がある企業のうち、協議に基づき計画的に滞納分を納税している企業をホームページに掲載することができる。

(掲載料)

第3条 ホームページの掲載料は、無料とする。

(掲載の申込み)

第4条 ホームページへの掲載を希望する企業(以下「掲載希望企業」という。)は、ホームページ掲載申込書を市長(担当:経済部経済課)に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、第2条に規定する掲載企業の要件に該当するかどうかを調査し、要件に該当しないときは、掲載希望企業にその旨を通知するものとする。

(掲載の手続き)

第5条 市長は、ホームページ掲載申込書の提出を受けたときは、入力に必要な情報及び説明書類を掲載希望企業に送付するものとする。

(掲載情報の削除)

第6条 市長は、ホームページ掲載内容が一定期間以上更新されないとき、掲載内容が不適切であるとき、第2条に規定する掲載企業の要件に該当しないことが判明したとき、その他企業情報を掲載することが不適当であると判断したときは、掲載情報を削除することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月10日から施行する。



豊岡市広告掲載要綱（抜粋）

平成19年12月13日豊岡市告示第238号

（規制業種、事業者等）

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種、事業者等の広告は、掲載しないものとする。広告の掲載中において、これらの業種、事業者等に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4) 社会問題を起こしている業種、事業者等
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が関与すると認められるもの
- (6) 市税等の滞納がある事業者